

外国政府機関の労働契約と裁判権免除

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 22 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 1641 号

【事 件 名】 地位確認等請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却、一部却下（控訴）

【参 照 法 令】 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律 4 条・5 条 1 項・9 条 1 項・
9 条 2 項 3 号

【掲 載 誌】 労判 1322 号 48 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25595041

日本大学准教授 セレナ・フランコ

事実の概要

原告 X（日本国籍）は、被告 Y（イタリア共和国外務・国際協力省）が設立した、イタリア共和国（以下「イタリア」という。）の文化普及等を目的とする非営利機関である A 会館（以下「本件会館」という。本件会館は本館を東京都に、分館を大阪府に設置している。）の職員として、試用期間付きの労働契約（以下「本件契約」という。）の下で採用された。X は、2014 年 6 月 30 日、「現地法に規定される契約書」または「現地採用職員の契約」と題する書面（以下「本件契約書」という。）を本件会館東京本館の館長と取り交わし、同年 9 月 25 日から本件会館の大阪分館において、同分館の館長である B（以下「B 館長」という。）の下で勤務を開始した。本件契約書は、序文において 1967 年 1 月 5 日付イタリア大統領令第 18 号（以下「本件大統領令」という。）および日本の労働法等に基づき、Y が X を採用することを記載しており、同大統領令第 154 条には、「本編で明白に規制されていない点について契約は現地法規の規制を受ける。一般的な慣習国際法の規範に定める内容を有効とし、本規定の適用から生じ得る係争を解消する場合の管轄裁判所は現地裁判所とする。」と定められている。その後、B 館長は、2015 年 6 月 24 日、X が試用期間を通過しなかった旨の記載のある文書を X に交付した。X は、Y との間の法律関係は労働契約であり、Y による X の本採用拒否は解雇に該当し、かつその解雇は無効であると

主張し、本件契約に基づき、Y に対し、①本件契約上の権利を有する地位にあることの確認、②上記解雇後の賃金および遅延損害金の支払（以下①および②の請求を併せて「本件地位確認等請求」という。）、③時間外労働に係る労働基準法 37 条所定の未払割増賃金等の支払（以下「本件残業代請求」という。）を求め、提訴した。これに対し、Y はとりわけ外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（以下「裁判権法」という。）9 条と 5 条に基づき、①②に関する Y の裁判権免除を主張している。

判決の要旨

（本件地位確認等請求について）一部却下、（本件残業代請求について）一部認容・一部棄却。

1 「（裁判権法 9 条）1 項の『労働契約』とは、これが公法上又は私法上の法律関係のいずれであるかにかかわらず、労働契約法上の労働契約と同様に、労働者が使用者の指揮命令下において労務を提供し、使用者がその対価として労働者に対して賃金を支払う勤務関係をいうものと解するのが相当である。（…）したがって、本件契約は、『労働契約』に該当するというべきである。」

2 「以上のような裁判権法 9 条 2 項 3 号及び 4 号の趣旨を踏まえると、（…）当該事案における個別具体的な事情に照らし、（…）当該外国等が当該個人の採用等を強制されることになるか、

それとも、既に労働契約関係は確定しているために裁判所の判断によって外国等が採用等を強制されることにはならず、むしろ、当該労働者の保護の要請が問題となり得る労働契約解消の場面に係る紛争であるかといった観点からの検討が必要になるというべきである。」「本件契約における試用期間の定めの内容並びにその趣旨及び目的、試用期間中の労働契約関係と本採用後の労働契約関係における契約終了の場面での相違の内容、本採用拒否の判断に当たっての審査手続に関する定めやその審査の実情に加え、本件契約の締結により、当該労働者はYの公務員としての地位を付与されることになることや、その契約内容がイタリアの法令である本件大統領令によって規律されていることなど本件契約の特質を踏まえると、(…)本採用は、公務員としての地位を正式に付与する新たな労働契約の締結とみるのが相当である。だとすれば、本件地位確認等請求を認容することにより、Yが公務員たる地位を付与することになるXの採用等を強制されることにつながるというべきであるから、本件契約における本採用は、裁判権法9条2項3号の『採用』に当たるものというべきである。」

3 「本件大統領令154条の(…)の定め(…)が、その文言上国際裁判管轄に関するもの(…)であることは明らかであり、本件大統領令154条の定め及び本件契約書の作成により、Yが、本採用の確定に関する紛争、すなわち採用に関する訴えにつき我が国の民事裁判権に服する旨の裁判権法5条1項の書面による同意をしたと解することはできない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、外国政府機関において勤務している日本人による地位確認請求に関し、外国である被告の裁判権免除を認めた事例¹⁾であり、裁判権法9条2項3号および4号との関係を初めて詳細に検討した点に意義がある。また、裁判権法5条に基づき、労働契約書中の日本の裁判所の管轄に服する管轄合意は裁判権免除の放棄に該当しないとされた点も注目される。なお、本件の争点は多岐にわたり、本件の残業代請求については、裁判

権法5条における労働契約と、法の適用に関する通則法12条が対象とする労働契約を同じ枠組みに組み込んだ点等もあるが、紙幅の関係上、上記2点に絞って検討する。

二 裁判権免除

独立国家がその行為やその有する財産について外国裁判所の裁判権に服することから免除されるという裁判権免除の原則は²⁾、国家間の平等とその独立を根拠としており、以前は不動産や外国の応訴の場合を除いては、維持されていた(絶対免除主義)。日本でも、昭和初期の判決は絶対免除主義を採用していた³⁾。その後、国家は売買契約等、専ら私的な行為を行うようになり、そのような行為に対する外国裁判権の行使が当該国家の主権的機能の遂行を妨げず、自国との関係を悪化させない場合(いわゆる業務的管理行為⁴⁾)には裁判権免除を認めないとの原則(制限免除主義)が主流となった。もっとも、業務的管理行為の解釈には国家ごとに差異があり、それに対応するため、国際連合は長年の起草作業を経て2004年に「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約(以下「条約」という。))」を採択した。この流れを受け、最高裁は2006年の判決⁵⁾で制限免除主義を採用し、2009年には条約に準拠する裁判権法が成立した⁶⁾。

三 裁判権免除と労働契約

裁判権法施行前の最高裁判例⁷⁾で、被告米国ジョージア州港湾局の日本における事務所の職員として雇われた日本人原告が、被告による解雇が無効であると主張し、雇用契約上の地位確認と解雇後の賃金の支払を求めた。最高裁は、復職とは、個人をその職務に復帰させることに関するものであり、現実の就労を法的に強制するものではないため、本件請求は、条約11条⁸⁾2項(c)の「復職」ではなく、同項(d)の「個人の解雇又は雇用契約の終了」に当たるとし、原則として裁判権免除を認めないと解した。裁判権法は、裁判権免除の原則(4条)を設けるとともに、同法9条1項において外国と個人の間の労働契約を免除範囲から除外している。他方、同条2項3号は、外国に広い裁量を認め、採用を強制できないとの趣旨から、地位確認請求、外国が就労を拒否している期間の賃金支払の請求等、個人の採用や再雇用を

求める裁判手続について外国に対し裁判権免除を認めている一方で、同項4号は、既存の労働契約について労働者を手厚く保護すべく、原則として裁判権免除を認めていない⁹⁾。なお、上記最高裁判決は、裁判権法9条1項3号・4号は条約11条の趣旨を踏襲していると付言するが、9条3項3号は復職について直接定めていない。復職は9条3項3号における「再雇用」に含まれていると説明されているが¹⁰⁾、復職は必ずしも労働関係の開始に当たるとはいえず、解釈の余地があることが指摘されている¹¹⁾。本判決は、裁判権法9条には労働契約の定義はないが、立案担当者の見解を踏まえて本件契約を労働契約に該当するとした上で¹²⁾、同条の上記趣旨に基づき、①Xの適格性を確認する試用期間の必要性、②本採用拒否の審査手続、③試用期間中と本採用後の契約中の相違、④本件大統領令が試用期間を設ける義務について定めると同時に使用期間満了時に自由に本採用を拒否できる権限を付与していることを根拠に、本件における試用期間満了時の本採用は裁判権法9条2項3号の「採用」に含まれると判決した。これらのうち①②③の考慮要素については、立案担当者が内定取消しについて裁判権法9条2項4号の適用可能性を示していること¹³⁾、最大判昭48・12・12(判時724号18頁、判タ302号112頁)が本採用拒否を雇入れ後の解雇と捉えていること、本件の労働契約が無期契約であったこと、裁判権法における労働者を保護する趣旨等に鑑みて4号を適用すべきであったとの批判¹⁴⁾もあるが、上述の立法趣旨、採用もしくは復職といった法律関係の確認は外国の組織圏への介入に該当し、国家間に関係するリスクが高いとされること¹⁵⁾本採用の判断における試用期間の意義に鑑みれば、本件は採用の開始に関わるという判断が妥当であるといえよう。④の考慮要素については本採用時に当該契約の公権力性をどの程度加味すべきかについて見解が分かれており、日本法上の强行規定にも配慮すべきであったとの見解¹⁶⁾もあるが、公務員を雇うにあたり公権力性という点は本件の契約関係に密接に関わっており、その意味でも本判決の判断は外国に採用を強制できないという9条の趣旨には適うといえよう。

四 合意による裁判権免除の放棄

1 本判決の位置付け

裁判権法施行前の東京地判平12・11・30(判時1740号54頁)は、原告が被告ナウル共和国の保証の下で被告の金融公社が発行した円貨債券について支払を求めた事案である。両当事者は契約書において「(…)共和国は法律上可能な限り、かかる訴訟に関して享受し得ることあるべき裁判管轄権、訴訟手続、差押え、判決または執行からの免責特権をここに取消不能の形で放棄する(…)」と合意していたが、東京地裁は憲法98条2項に基づき、当事者が明示的に裁判権免除の放棄を定めている場合には外国の裁判管轄権からの免除は認められないと判決した。次に、東京地判平30・3・26(金判1596号17頁)は、原告ら銀行が、被告アルゼンチン共和国が発行した円建て債券を保有する債権者から訴訟追行権を授与された訴訟担当者として、被告に対し当該債券の償還等を求めた事案である。ここでも、両当事者は「被告が現在又は将来において、被告自身又はその収益、資産若しくは財産に関して、裁判権又は法的手続からの免除(主権免除その他を問わない。)を取得する限度において、(…)上記の免除を取消不能の形で放棄する。」との合意をしていたが、東京地裁は外国と契約する私人の契約内容に対する合理的な期待と法的安定性を考慮し、両当事者はこの合意により裁判権免除の利益を包括的に放棄したと判決した。上記2006年最高裁判決は、外国と私人が書面により日本の民事裁判権に服すると合意した場合でも、当該外国の主権を侵害するおそれがないこと、契約当事者間の公平性および信義則を理由に原則として当該紛争について日本の民事裁判権から免除されないと解しており、裁判権法5条2号も、当事者が書面での契約により日本の裁判権に服することについての同意を明示した場合には、外国は裁判権から免除されないと定めている。本判決は、本件契約書の管轄合意は裁判権免除の放棄に該当しないと判決した。これに関しては、その管轄条項は契約書中に含まれておらず、かつ、日本の裁判所を直接指定していないことから明示的な合意に該当しないと賛成する見解¹⁷⁾もあるが、大統領令154条は日本の裁判所の管轄を明確に定めており、本判決の判旨に反対する見解も見受けられる¹⁸⁾。思うに、裁判権法5条は書面による契約において裁判権に服することの同意を明示することを求めている、本件にはそのような合意があるため、大阪地

裁の判断は5条の文言に反しており、疑問が残る。

2 比較法的観点

合意による裁判権免除の放棄に関しては、イタリアの判例も参考になろう。2014年の判例¹⁹⁾で、在バチカンのスペイン大使館の元契約職員は労働契約における試用期間に不合格となった処分が無効であり、自らが労働契約上の権利を有する地位の確認等を求めた。最終審を担う破毀院(Corte Suprema di Cassazione)は、欧州人権裁判所の判決²⁰⁾に基づき、条約11条を国際慣習法とした上で²¹⁾、本件の請求は同条約11条2項3号にいう「復職」に該当するとし、裁判権免除を認めた。さらに、本件の契約書では、あらゆる紛争についてイタリアの裁判所の管轄に服するとの管轄合意がされていたが、その条項の範囲は裁判権免除の放棄を含まないと判示した。このように、本判決はイタリアの判例の論調を汲んでいるようにも見受けられるが、近年の破毀院は、本判決とは事実関係が異なるものの、管轄合意について立場を変更した。2022年の判例²²⁾では、在イタリアのアラブ首長国連邦大使館の元契約職員が、以前に働いていた期間の賃金の支払を求めたが、当該契約にはアラブ首長国連邦の裁判所の管轄に服するとの管轄合意があった。破毀院は、契約関係での弱者に当たる労働者を保護すべく、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会の規則(EC)44号・2001年」の21条²³⁾に基づき、その管轄合意は紛争発生後のものではなく、管轄の付加的合意にも該当しないとし、管轄合意の効力を認めなかった。このように、イタリアでは労働者の立場に配慮した上で管轄合意について検討すべきであることが考えられており、そのような意味でも本判決も労働者の保護を重視し、管轄合意について検討すべきであったと思われる。

●—注

- 1) 本件評釈として、中村知里・ジュリ1603号(2024年)158頁以下、坂巻静佳・ジュリ臨増1597号(2024年)269頁以下(令5重判解)、横溝大・有斐閣ONLINE(L2312006)、加藤紫帆・リマークス70号(2025年)140頁、竹下啓介・ジュリ臨増1610号(2025年)268頁以下(令6重判解)。
- 2) 飛澤知行編著『逐条解説・対外国民事裁判権法』(商事法務、2009年)2頁。

- 3) 大判昭3・12・28大民集7巻1128頁。
- 4) 坂巻静佳「制限免除主義の下での裁判権免除の判断基準」国際116巻3号(2017年)300頁。
- 5) 最二小判平18・7・21判時1954号27頁、判タ1228号119頁。
- 6) 飛澤・前掲注2)1~5頁。なお、日本は条約の批准国だが、条約自体は未発効である。
- 7) 最二小判平21・10・16判時2064号152頁、判タ1313号129頁。
- 8) 11条「1 いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であって、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。2 1の規定は、次の場合には、適用しない。(…)外交上の免除を享有するその他の者 (c) 裁判手続の対象となる事項が個人の採用、雇用契約の更新又は復職に係るものである場合 (d) 裁判手続の対象となる事項が個人の解雇又は雇用契約の終了に係るものであり、かつ、雇用主である国の元首、政府の長又は外務大臣が当該裁判手続が当該国の安全保障上の利益を害し得るものであると認める場合(…)」。
- 9) 飛澤・前掲注2)45~46頁。
- 10) 法制審議会主権免除法制部会第5回会議議事録11頁[川尻関係官発言]。
- 11) 水島朋則『主権免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012年)65頁。
- 12) 飛澤・前掲注2)41頁。この定義は公法上の労働契約を含む(坂巻・前掲注1)270頁。法制審議会主権免除法制部会第2回会議議事録3~4頁[飛澤知行幹事発言]を参照。
- 13) 飛澤・前掲注2)47頁。
- 14) 竹下・前掲注1)269頁。
- 15) 坂巻・前掲注4)54~55頁。
- 16) 竹下・前掲注1)269頁。
- 17) 坂巻・前掲注1)270頁。
- 18) 加藤・前掲注1)143頁、竹下・前掲注1)269頁、中村・前掲注1)161頁、横溝・前掲注1)。
- 19) Cass. S.U. civ., 18/04/2014, n. 9034.
- 20) Court (Second Section) Affaire Guadagnino c. Italie et France App. No(s).2555/03.
- 21) イタリアも条約の批准国だが、それに準拠する国内法を制定していない。
- 22) Cass. S.U. civ., 10/06/2022, No. 18801.
- 23) 21条「本節の規定は、次のいずれかの場合にのみ、これと異なる合意をすることができる。①紛争が生じた後に合意がされたとき ②その合意が、労働者に対し、本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき。」<https://www.moj.go.jp/content/000012198.pdf> (2025年8月4日閲覧)